

別記様式第35号（規格A4）（第4条関係）

医療法人決算届

令和 8 年 6 月 15 日

群馬県知事 あて

群馬県前橋市日輪寺町字東田342の2番地

医療法人 富士たちばなクリニック

理事長 名倉 隆夫

TEL 027-230-1155

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書

注 1) 医療法第51条第2項の法人にあつては医療法第52条第1項第3号の書類及び医療法施行規則第33条第1項第3号の書類を、社会医療法人にあつては同項第1号の書類を、社会医療法人債発行法人にあつては同項第2号の書類を併せて提出すること。

2) この届出書には副本1部を添えること。



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 富士たちばなクリニック

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 群馬県前橋市日輪寺町字東田 3 4 2 - 2 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 8年 3月 7日

(4) 設立登記年月日 平成 8年 3月 19日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	名 倉 隆 夫	富士たちばなクリニック 管理者 老人保健施設 創春館 管理者
理 事	名 倉 知 恵 子	
同	木 暮 伸 晴	
監 事	宮 本 順 一	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	富士たちばなクリニック 1010111195	群馬県前橋市日輪寺町字東田3 42-2番地	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床] 通所定員 20名
介護老人 保健施設	創春館	群馬県前橋市日輪寺町字東田3 42-1番地	入所定員 80名 通所定員 60名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護事業・介護予防訪問看護事業 訪問看護ステーションあかしあ	群馬県前橋市富士見町原之郷9 75番地	
居宅介護支援事業所事業 介護支援センター創春館	群馬県前橋市日輪寺町342- 2番地	
前橋市地域包括支援ランチ事業 前橋市地域包括支援ランチ創春館	群馬県前橋市日輪寺町342- 1番地	
認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業 グループホームあかしあの里	群馬県前橋市日輪寺町350- 2番地	
訪問介護事業・介護予防訪問介護事業 ヘルパーステーション創春	群馬県前橋市富士見町原之郷9 75番地	
障害福祉サービス事業 ヘルパーステーション創春	群馬県前橋市富士見町原之郷9 75番地	
認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業 グループホームゆめさき	群馬県前橋市富士見町原之郷9 75番地	

通所介護事業・介護予防通所介護事業 デイサービスセンター ゆめさき	群馬県前橋市富士見町原之郷 9 7 5 番地	
認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業 グループホーム 明月	群馬県渋川市伊香保町伊香保 5 2 5 - 2 0 2 番地	
通所介護・介護予防通所介護事業 デイサービス明月	群馬県渋川市伊香保町伊香保 5 2 5 - 2 0 2 番地	
居宅介護支援事業所事業 ケア プランセンター明月	群馬県渋川市伊香保町伊香保 5 2 5 - 2 0 2 番地	
認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業 グループホーム 涼風の家	群馬県高崎市倉渕町水沼字上相 間 1 3 1 - 1 番地	
認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業 グループホーム しらさぎ	群馬県前橋市小坂子町字仁井屋 1 2 9 番地 1	
認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業 グループホーム 小規模多機能型住宅 星辰の家	群馬県前橋市富士見町時沢 7 0 4 番地	
認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業 グループホーム 小規模多機能型住宅 朱咲の家	群馬県前橋市南町一丁目 2 9 番 1	
認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業 グループホーム 小規模多機能型住宅 春らんらん	群馬県前橋市荒牧町二丁目 3 6 番地 1	

共用型認知症対応型通所介護事業・介護予防共用型認知症対応型通所介護事業 グループホーム 涼風の家	群馬県高崎市倉渕町水沼字上相間 1 3 1 - 1 番地	
通所介護事業・介護予防通所介護事業 デイサービスセンター 菜摘	群馬県前橋市青柳町 8 3 3 番地 1	
住宅型有料老人ホーム事業 住宅型有料老人ホーム 菜摘荘	群馬県前橋市青柳町 8 3 3 番地 1	
サービス付高齢者向け住宅 快晴	群馬県前橋市富士見町原之郷字西原 5 5 4 番地 1	
介護保険法に基づく通所介護事業・第 1 号通所事業 デイトレセンター Kaisei の経営	群馬県前橋市富士見町原之郷字西原 5 5 4 番地 1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 2 5 日 令和 6 年度決算の決定

令和 7 年 6 月 1 6 日 理事辞任 小川トミ子 理事就任 木暮伸晴

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 富士たちばなクリニック
所在地 群馬県前橋市日輪寺町字東田 3 4 2 - 2 番地

※医療法人整理番号 0 0 4 5 7

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	1,592,554 千円
2. 負 債 額	1,399,607 千円
3. 純 資 産 額	192,947 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	527,123
B 固 定 資 産	1,065,431
C 資 産 合 計 (A + B)	1,592,554
D 負 債 合 計	1,399,607
E 純 資 産 (C - D)	192,947

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 富士たちばなクリニック

※医療法人整理番号 0 0 4 5 7

所在地 群馬県前橋市日輪寺町字東田 3 4 2 - 2 番地

貸 借 対 照 表

(令和 8年 3月 31日 現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	527,123	I 流 動 負 債	340,687
現金及び預金	112,303	支払手形	0
事業未収金	358,328	買掛金	14,082
有価証券	0	短期借入金	312,800
たな卸資産	8,552	未払金	1,357
短期貸付金	15,873	未払費用	9,355
前払費用	4,341	未払法人税等	285
繰延税金資産	0	未払消費税等	0
その他の流動資産	27,726	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	1,065,431	前受金	0
1 有 形 固 定 資 産	1,033,023	預り金	2,808
建物	715,285	前受収益	0
構築物	22,940	貸倒引当金	0
医療用器械備品	0	その他の流動負債	0
その他の器械備品	10,925	II 固 定 負 債	1,058,920
車両及び船舶	5,734	医療機関債	0
土地	274,048	長期借入金	1,058,920
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	4,091	修繕引当金	0
2 無 形 固 定 資 産	1,817	その他の固定負債	0
借地権	0	負債合計	1,399,607
ソフトウェア	0	純資産の部	
その他の無形固定資産	1,817	科 目	金 額
3 その他の資産	30,591	I 資 本 金	10,000
有価証券	0	II 資 本 剰 余 金	0
長期貸付金	19,800	III 利 益 剰 余 金	182,947
役員等長期貸付金	0	利益積立金	20,000
長期前払費用	0	繰越利益剰余金	162,947
繰延税金資産	0	IV 評価・換算差額等	0
その他の固定資産	10,791	その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	192,947
資産合計	1,592,554	負債・純資産合計	1,592,554

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 富士たちばなクリニック

※医療法人整理番号 0 0 4 5 7

所在地 群馬県前橋市日輪寺町字東田 3 4 2 - 2 番地

損 益 計 算 書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,004,588
2 事業費用		
(1) 事業費	1,012,780	1,012,780
(2) 本部費		
本来業務事業損失		8,192
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		822,001
2 事業費用	828,705	828,705
附帯業務事業損失		6,704
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		14,896
II 事業外収益		
受取利息	207	
その他の事業外収益	41,131	41,338
III 事業外費用		
支払利息	25,396	
その他の事業外費用	0	25,396
経常利益		1,046
IV 特別利益		
固定資産売却益	486	
その他の特別利益	0	486
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		1,532
法人税・住民税及び事業税	0	285
法人税等調整額	0	
当期純利益		1,247

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 富士たちばなクリニック

理事長 名倉 隆夫 殿

私は、医療法人 富士たちばなクリニックの令和7会計年度（令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 5月25日



（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

様式5

法人名 医療法人 富士たちばなクリニック
所在地 群馬県前橋市目輪寺町字東田342の2番地

※医療法人整理番号	0	0	4	5	7
-----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)